

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
社長執行役員

鈴木 文 雄

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成22年6月28日（月曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第59期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonkohden.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における経済情勢は、上期は前期からの世界的な景気後退の影響で厳しい状況が続きましたが、下期からは各国の景気刺激策が奏功し、中国など新興国の内需拡大に支えられて緩やかな回復が見られました。医療機器業界においても、米州、欧州では景気後退の影響で医療機器の需要が低調でしたが、中国など一部の新興国では回復が見られました。日本の病院市場では、病院経営は引き続き厳しい状況にありますが、新政権において「医療従事者の増員」「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」に向けた取り組みが進められました。一方、PAD市場（※1）では、景気後退の影響でAEDの需要が低調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、当期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」を鋭意実行するとともに、重点課題として収益改善に取り組みました。また、社長直属の委員会「コロンブス・コミッティ」を立ち上げ、グローバル事業の推進強化を図りました。

商品面では、患者さんのQOL改善や医療の安全確保、業務の効率化に寄与する商品の開発に注力しました。生体計測機器では、新生児領域で注目されるaEEG機能を搭載した脳波トレンドプログラムを発売しました。生体情報モニタでは、カラー液晶画面を初搭載した送信機や新興国市場をターゲットとしたバイタルサインモニタを発売しました。治療機器では、電極パッドの使用期限をお知らせするなど機能を充実させたAEDを発売しました。

これらの結果、当期の売上高は前期比1.9%減の1,070億1千3百万円となりました。利益面では、保守サービス、純正消耗品の販売促進等により売上構成が変化し、比較的粗利の低い他社商品の売上があった前期に比べ売上原価率が改善しました。また、全社的な費用削減活動の推進も奏功し、営業利益は前期比15.0%増の93億2千1百万円、経常利益は前期比22.3%増の93億4千3百万円、当期純利益は前期比28.3%増の59億1千7百万円となりました。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・当期純利益

区 分	前 期 (平成21年3月期)	当 期 (平成22年3月期)	前 期 比
	百万円	百万円	%
売 上 高	109,123	107,013	98.1
営 業 利 益	8,106	9,321	115.0
経 常 利 益	7,640	9,343	122.3
当 期 純 利 益	4,610	5,917	128.3

＜市場別の状況＞

国内市場においては、医療機器の安全管理をサポートする保守サービスの利用促進や純正消耗品の使用啓蒙など病院の医療の質と安全確保につながる施策が功を奏し、病院市場で医療用品が好調に推移したほか、新型インフルエンザの影響で人工呼吸器が好調でした。一方、P A D市場では、景気後退の影響によりA E Dは前期実績を大きく下回りました。この結果、国内売上高は前期並みの874億3千9百万円となりました。

海外市場においては、米州および欧州が、景気悪化の影響に加え、円高による為替換算上の目減りもあり、低調に推移しました。アジア州では、中国統括本部を設置するなど事業基盤の強化を進めた中国での売上が大きく伸長しました。この結果、海外売上高は前期比9.9%減の195億7千4百万円となりました。

＜商品群別の状況＞

〔生体計測機器〕国内では、院内I T化の進展により診断情報システムは好調でしたが、他社商品の売上が減少したこと等から、脳神経系群、心電計群、ポリグラフ群ともにほぼ前期並みとなりました。海外では、米州、アジア州で脳神経系群が低調に推移し、欧州で心電計群が低調でした。この結果、売上高は前期比4.1%減の161億2千2百万円となりました。

〔生体情報モニタ〕国内では、医用テレメータや送信機は堅調でしたが、臨床情報システムが低調に推移しました。海外では、アジア州は好調でしたが、米州および欧州が景気後退の影響で低調に推移しました。この結果、売上高は前期比6.6%減の187億2千1百万円となりました。

〔治療機器〕国内では、人工呼吸器が好調に推移したほか、平成18年に発売を開始した人工内耳や自動心臓マッサージ装置も市場での認知度が高まり、売上を伸ばしました。一方、A E Dは前期実績を大きく下回りました。海外では、医療施設・救急車向けの除細動器がアジア州は好調でしたが、米州および欧州は低調に推移しました。この結果、売上高は前期比8.9%減の164億9千万円となりました。

〔医療用品〕国内では、センサ類やディスポーザブル電極などの消耗品が好調に推移したほか、保守サービスも伸長しました。海外では、消耗品がアジア州は好調でしたが、米州で前期実績を大きく下回りました。この結果、売上高は前期比8.4%増の377億3千7百万円となりました。

〔その他〕国内では、画像診断装置やP O C T商品（※2）が低調でした。海外では、血球計数器が欧州および「その他地域」に含まれるアフリカで低調でした。この結果、売上高は前期比7.4%減の179億4千1百万円となりました。

（※1）Public Access Defibrillation/一般市民によるA E Dを用いた除細動。

P A D市場には公共施設や学校、民間企業などが含まれます。

（※2）Point of Care Testing/患者さんのそばで実施し、すぐに結果がわかる臨床検査。

なお、売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第2表 商品群別売上高

区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
	百万円	%	%
生 体 計 測 機 器	16,122	95.9	15.1
生 体 情 報 モ ニ タ	18,721	93.4	17.5
治 療 機 器	16,490	91.1	15.4
医 療 用 品	37,737	108.4	35.3
そ の 他	17,941	92.6	16.7
合 計	107,013	98.1	100.0
う ち 国 内 売 上 高	87,439	100.0	81.7
う ち 海 外 売 上 高	19,574	90.1	18.3

(2) 対処すべき課題

当社グループは、経営体質・経営基盤の強化による高収益体質の確立を目指し、平成19年度から3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」の諸施策を実行してきました。しかしながら、世界的な景気後退の影響を受けて海外事業が落ち込んだことから、最終年度の実績は目標を下回る結果となりました。

今後の当社グループを取り巻く環境を展望しますと、先進国における高齢化の進展、新興国の飛躍的経済成長に伴う基礎医療の整備などグローバルのヘルスケア市場は今後も持続的な成長が期待されます。一方で、企業間のグローバル競争は、欧米企業との間だけでなく中国等の新興企業も含めて、益々激化すると予想されます。このように激変する環境に柔軟かつ迅速に対応し、さらなる成長を遂げていくためには、従来の延長線上の発想にとらわれることなく、新たな発想で課題に挑戦する人材と企業風土の育成が不可欠と考えています。

当社は、来年8月に創立60周年という節目を迎えることから、今般、10年先の平成32年を展望した長期ビジョンを策定しました。新しい日本光電グループとして今後10年間でダイナミックに変革し、実現を目指していきます。長期ビジョンでは、The CHANGE 2020 -The Global Leader of Medical Solutions- をキャッチフレーズとし、当社の目指すべき将来像として、①世界初の革新的技術の確立、②世界最高品質の確立、③グローバルシェアNo.1の獲得、と決めました。

平成22年度からスタートする3ヵ年中期経営計画「SPEED UP III」は、長期ビジョン実現のための第一ステージと位置づけ、下記の6つの重要課題に積極的に取り組んでいきます。今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケアの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともにグループの持続的な発展と企業価値の向上に努める所存です。

①品質向上活動の推進

安全性、信頼性の高い商品の設計開発を進めるとともに、商品ライフサイクル終了までグループの全部門が品質確保に努めることで、お客様の安全・安心を確保し、医療機器メーカーとしての信頼を高めていきます。

②技術開発力の強化

医療現場に密着し、お客様と一体となった開発体制を構築するとともに、国内外の研究開発機関やパートナー企業との共同開発を強化することにより、当社の強みである技術開発力の更なる強化と開発のスピードアップを図ります。

③コア事業の拡大・強化

安定収益の確保・拡大を目指し、国内外において4つのコア事業を拡大・強化します。また、中国、新興国での取り組みを強化し、成長機会を確実に捉えます。

【生体情報モニタリング事業】各地域のニーズに合った医療の安全、業務効率の改善に寄与する商品展開と販売体制の強化により、グローバルシェアの拡大を図ります。

【生体計測事業】日本では診断情報システム・PACSの統合型検査部門システムの提案力強化を図ります。欧州および中国では現地ITベンダーと共同開発した心電図データマネジメントシステムによる差別化を図ります。

【治療機器事業】日本では、世界の先端治療機器の導入を推進するとともに、治療機器専門の販売・サービス体制の強化を図ります。AEDについては、国内唯一のAEDメーカーとして日本での量販・更新需要への対応を強化するとともに、輸出国の拡大を図ります。

【消耗品・保守サービス事業】純正消耗品の価格競争力強化と使用啓蒙で拡販を目指すとともに、商品、消耗品、保守サービスのパッケージ提案の開始など保守契約率向上につながる施策を推進します。

④グローバル化の加速

グループ各社の機能強化による意思決定の迅速化、本社機能におけるグループ運営の最適化を図るとともに、社員の意識改革―「自律型人財」「グローバル・リーダー」の育成と活用―を進め、全社的にグローバル化を加速していきます。

⑤新規事業の創造

安全・安心を高める、難治性疾患へ挑戦する、健康・長寿を支援する、という視点から革新的な医療機器の開発・導入を加速し、スピード感を持って、将来のコア事業となりうる新規事業を創造していきます。

⑥企業体質の強化

引き続きCSRを推進するとともに、グローバル競争を勝ち抜くため収益性の追求とスピード経営の実現を図ります。

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額31億5千4百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、金型、測定器、機械装置、I T 機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

(4) 資金調達の状況

設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 56 期 (平成19年3月期)	第 57 期 (平成20年3月期)	第 58 期 (平成21年3月期)	第 59 期 (当期) (平成22年3月期)
売上高(百万円)	96,679	104,825	109,123	107,013
経常利益(百万円)	8,448	9,545	7,640	9,343
当期純利益(百万円)	5,052	5,631	4,610	5,917
1株当たり当期純利益(円)	114.12	128.01	104.94	134.68
総資産(百万円)	75,894	80,630	80,479	88,000
純資産(百万円)	48,864	51,814	53,569	57,949
1株当たり純資産(円)	1,101.41	1,170.31	1,219.06	1,318.49

- (注) 1. 第56期においては、海外市場の好調や為替差益の寄与があった一方、子会社清算に伴う税負担軽減等の反動により、増収減益となりました。
2. 第57期においては、海外市場が好調だったことに加え、自社品売上比率の向上などにより粗利率が改善したことから、増収増益となりました。
3. 第58期においては、国内市場が好調でしたが、売上構成の変化や設備投資、人員増強などの先行投資費用もあり、増収減益となりました。
4. 第59期については、「事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
		%	
日本光電北海道株式会社	90百万円	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電東北株式会社	120百万円	100	〃
日本光電東関東株式会社	125百万円	100	〃
日本光電北関東株式会社	91百万円	100	〃
日本光電東京株式会社	149百万円	100	〃
日本光電南関東株式会社	97百万円	100	〃
日本光電中部株式会社	140百万円	100	〃
日本光電関西株式会社	202百万円	100	〃
日本光電中四国株式会社	175百万円	100	〃
日本光電九州株式会社	80百万円	100	〃
日本光電アメリカ株式会社	4,741千米ドル	100	〃
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500千ユーロ	100	〃
日本光電フランス有限会社	1,000千ユーロ	(100)	〃
日本光電イベリア有限会社	250千ユーロ	(100)	〃
日本光電イタリア有限会社	25千ユーロ	(100)	〃
日本光電貿易(上海)有限公司	9百万人民元	100	〃
日本光電シンガポール株式会社	100千Sドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売 促 進
日本光電コリア株式会社	200百万ウォン	100	〃
日本光電富岡株式会社	496百万円	100	医用電子機器・変成器の製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20百万円	55	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10百万円	100	免疫化学製品開発・製造・販売
上海光電医用電子儀器有限公司	5,145千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 製 造
N K U S ラ ボ 株 式 会 社	500千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
メディネット光電医療軟件(上海)有限公司	250千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
ニューロトロニクス株式会社	100千米ドル	100	〃
日本光電フィレンツェ有限会社	1,200千ユーロ	100	医用電子機器用の試薬製造・販売
スパン日本光電ダイアグノスティクス株式会社	12百万ルピー	55	〃
日本光電サービス株式会社	480百万円	100	医用電子機器修理・保守および部品販売
株式会社イー・スタッフ	20百万円	100	グループ総務関連・派遣業務

(注) 当社の議決権比率の()書きは、日本光電ヨーロッパ(有)の保有する議決権比率を示しています。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は29社です。持分法適用会社であった㈱コンコルド電子工業は、当期より株式譲渡に伴い持分法の適用範囲から除外しています。連結決算の概要は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医学と工学との境界技術を開発して、それに関連した高水準の医用電子機器およびシステムの製造・販売ならびに保守・修理等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波、心電図、血圧、呼吸などの生体現象を計測記録する機器（脳波計、誘発電位・筋電図検査装置、心電計、ポリグラフ、呼吸機能検査装置など）および診断情報システムなど
生 体 情 報 モ ニ タ	集中治療室、手術室、一般病棟等で、心電図、呼吸、S p O 2（動脈血酸素飽和度）、N I B P（非観血血圧）等の生体情報を連続的にモニタリングする装置（セントラルモニタ、ベッドサイドモニタなど）および臨床情報システムなど
治 療 機 器	除細動器、A E D（自動体外式除細動器）、心臓ペースメーカ、人工呼吸器、自動心臓マッサージ装置、人工内耳など
医 療 用 品	記録紙・電極・試薬などの消耗品、カテーテル、保守パーツなど
そ の 他	血球計数器、救急用伝送装置、携帯型救急モニタ、超音波診断装置、変成器など

(8) 主要な営業所および工場

営 業 所：当社のほか、国内市場については販売子会社10社が、海外市場のうち北米・欧州・中国市場については販売子会社6社が販売活動をしています。また韓国市場については韓国の子会社が、アジア（除く中国、韓国）・オセアニア市場についてはシンガポールの子会社が販売促進活動を行っています。

工 場：当社川本工場（埼玉県深谷市）
日本光電富岡㈱（群馬県富岡市）
上海光電医用電子儀器(有)（中国 上海市）
日本光電フィレンツェ(有)（イタリア フィレンツェ）
スパン日本光電ダイアグノスティクス㈱（インド スーラト）

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
国内会社	3,117[427] 名	+52名
海外会社	471[15]	-16
合 計	3,588[442]	+36

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマ）の平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	472
ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア	325
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	100

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

45,765,490株（自己株式1,831,850株を含む）

(2) 株主数

7,775名（前期末比308名減）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,259,500	9.69
株式会社埼玉りそな銀行	2,096,875	4.77
東芝メディカルシステムズ株式会社	1,990,000	4.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,893,700	4.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,155,400	2.62
富士通株式会社	1,063,779	2.42
日本興亜損害保険株式会社	974,748	2.21
株式会社三菱東京UFJ銀行	862,565	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	854,200	1.94
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	703,900	1.60

（注） 当社は、自己株式1,831,850株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項
(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位、担当および重要な兼職の状況	氏 名
代 表 取 締 役	荻 野 和 郎
会 長 執 行 役 員	
代 表 取 締 役	鈴 木 文 雄
社 長 執 行 役 員	
取締役専務執行役員 (技術担当)	原 澤 栄 志
取締役専務執行役員 (経理・情報システム・法務担当)	白 田 憲 司
取締役常務執行役員 (海外事業本部長)	上平田 利 文
取締役常務執行役員 (日本光電富岡㈱代表取締役社長)	伊 澤 敏 次
取締役上席執行役員 (日本光電東京㈱代表取締役社長)	塚 原 義 人
取締役上席執行役員 (営業本部長)	田 村 隆 司
※取締役上席執行役員 (品質管理統括部長)	黛 利 信
※常 勤 監 査 役	赤 羽 武
常 勤 監 査 役	松 島 武 志
監 査 役	青 木 邦 泰
監 査 役 (慶應義塾大学教授、弁護士)	加 藤 修

- (注) 1. 監査役のうち青木邦泰、加藤修の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 上表※印の各氏は、平成21年6月26日開催の第58回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
3. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。
(平成21年6月26日退任)
取締役常務執行役員 赤 羽 武 (任期満了による退任)
常 勤 監 査 役 齊 藤 久 (任期満了による退任)
4. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、平成22年3月31日現在、次のとおりです。

会社における地位および担当	氏 名
上 席 執 行 役 員 (AED事業推進部長)	杉 山 雅 己
上 席 執 行 役 員 (用品事業本部長)	土 井 治 人
執 行 役 員 (技術推進センタ所長)	荒 金 昌 晴
執 行 役 員 (商品事業本部長)	会 田 洋 志
執 行 役 員 (生体情報技術センタ所長)	中 川 辰 哉
執 行 役 員 (総務人事部長)	田 中 栄 一
執 行 役 員 (医療機器技術センタ所長)	小 澤 秀 夫
執 行 役 員 (経営企画室長)	広 瀬 文 男
執 行 役 員 (経理部長)	生 田 一 彦

(2) 役員報酬等の額およびその算定方法に係る決定に関する方針

① 役員報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	283百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	56百万円 (13百万円)
合 計	15名	340百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役使用人分は含まない。）
株主総会の決議による監査役報酬限度額（平成19年6月定時株主総会決議）：年額 80百万円以内
2. 上記の支給人員には、平成21年6月26日開催の第58回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでいます。
3. 役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において、退職慰労金を打ち切り支給すること、およびその支給時期は各役員の退任時とすることを決議しました。これにより取締役8名、監査役4名に対する打ち切り支給額を長期未払金に計上しました。
当期中に退任した取締役および監査役に支給した退職慰労金は次のとおりです。
- | | | | |
|-----|----|------|--------|
| 取締役 | 1名 | 4百万円 | |
| 監査役 | 1名 | 4百万円 | 計 8百万円 |
- 当該退職慰労金は長期未払金の取り崩しによる支払いのため、上記支給額には含めていません。
4. 上記の取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人相当額32百万円は含めていません。

② 役員報酬等の算定方法に係る決定に関する方針

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として役員の報酬に関する方針を次のとおり定めています。

取締役の報酬については、月額報酬および賞与で構成しています。月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給することとしています。賞与は、当期の会社業績、貢献度等を勘案し支給することとしています。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定割合を自社株式の購入に充て、在任期間中保有することとしています。

監査役の報酬については、監査役の協議にて決定しており、月額報酬および賞与で構成しています。

上記の月額報酬および賞与の総額は、年額の取締役報酬限度額および監査役報酬限度額の範囲内で支給することとしています。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 青木邦泰

- (a) 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席、監査役会25回のうち24回に出席し、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行っています。
- (d) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

② 監査役 加藤 修

- (a) 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- (b) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (c) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会21回の全てに出席、監査役会25回の全てに出席し、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行っています。
- (d) 責任限定契約の内容の概要
当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為をなしたと判断される場合、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合は、解任または不再任の議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、啓蒙・研修を通じて役員・社員等に周知徹底します。

コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス推進者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。

コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける社内通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、社内規定に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、リスク管理規定に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。
グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。
緊急の事態が発生した場合は、別途定めた社内規定に従い対処します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
全取締役・全執行役員で構成する経営会議を原則月 3 回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。
執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。
社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。
- ⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ全てに適用する「日本光電行動憲章」に基づいて定めた諸規定に従い、経営管理します。
当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会事務局は、監査役会の求めまたは指示により、監査役の職務の遂行を補助します。
監査役会事務局所属員の人事異動については、監査役会の同意を得ます。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。
前記に関わらず、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができます。
監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を把握します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役および監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換します。

監査役は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、株主の皆様が大量買付行為に応じられるかどうかは、最終的には各株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様に必要な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益を毀損するものがある可能性も否定できません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えています。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、昭和26年の創立以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。さらに高齢社会の訪れや疾病構造の変化等を踏まえ、臨床医療の場だけでなく、救急医療や在宅医療・介護、健康増進等の分野にも事業活動の場を広げています。

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に、社員の豊かな生活を創造する」を経営理念とし、商品、サービス、技術、財務体質や社員の質など全てにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し続け、信頼を確立することを目指しています。

当社は、上記の経営理念に基づき、平成19年度から3ヵ年中期経営計画「SPEED UP II」の諸施策を実行してきました。世界的な景気後退の影響を受けて最終年度の実績は目標に届きませんでしたが、海外事業基盤の強化や激変する環境下での収益改善策の推進では着実に成果が得られました。平成22年度から新たにスタートさせます新3ヵ年中期経営計画「SPEED UP III」では、(i)品質向上活動の推進、(ii)技術開発力の強化、(iii)コア事業の拡大・強化、(iv)グローバル化の加速、(v)新規事業の創造、(vi)企業体質の強化、という6つの重要課題に積極的に取り組み、引き続き企業価値・株主共同の利益の向上を図ってい

く所存です。

また、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会において取締役員数の18名以内から12名以内への削減、および取締役任期の1年への短縮を承認いただきました。

③ 不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会の賛同を得ているものは除き、市場取引、公開買付等の買付方法の如何を問わず対象とします。以下、「大量買付行為」といいます。）に対する基本ルール（以下、「本基本ルール」といいます。）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第56回定時株主総会でご承認いただきました。

当社が営む医療機器事業においては、医療現場に密着して顧客である医師・看護師・技師の方々や患者さんのニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。当社は、創立以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外の顧客との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、長年の事業活動を通じて培った顧客、株主の皆様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

当社としましては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大量買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等のためには、上記のような当社の事業特性に関する十分な理解が不可欠と考えています。そのため、当社株式の大量買付行為が行われる場合には、大量買付者から必要かつ十分な情報を提供いただいた後、当社の事業特性を十分に理解している取締役会がこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者と提案条件の改善について交渉し、あるいは株主の皆様に変更案を提示することもあります。

上記を踏まえ、当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大量買付行為が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保するため、本基本ルールを導入いたしました。

本基本ルールでは、大量買付者に対し、大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供および本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当社社外監査役、社外有識者から構成される独立委員会が、大量買付提案の内容や当社取締役会の代替案について検討し、大量買付行為に対する対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、大量買付者等が本基本ルールを遵守しなかった場合、または当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合など本基本ルールに定める要件に該当すると判断した場合は、その決議により、対抗措置を発動して新株予約権を発行する場合があります。新株予約権には、大量買付者等は権利を行使できないという行使条件、および大量買付者等以外の株主の皆様には、当社取締役会が別途定める一定の行使期間に新株予約権

1 個につき当社株式 1 株と引き換えられる旨の条項等が付されます。また、買付提案の内容や当社取締役会の意見、独立委員会の意見書の内容、対抗措置の発動等については、適時・適切に情報開示を行います。本基本ルールの有効期間は、平成22年 6 月29日開催の第59回定時株主総会終結の時までです。

なお、本基本ルールの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の平成19年 5 月18日付「当社株式の大量買付行為に対する対応方針（買収防衛策）について」をご参照ください。

(<http://www.nihonkohden.co.jp/news/pdf/07051804.pdf>)

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)②に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるための具体的方策として推進しており、当社の基本方針に沿うものです。

また、本基本ルールは、当社の企業価値・株主共同利益の確保・向上を目的として導入しており、当社の基本方針に沿うものです。本基本ルールでは、取締役会の恣意的判断を排除するため、合理的な客観的発動条件を設定し、客観的発動条件に該当しない場合には、たとえ当社取締役会が大量買付行為に反対であったとしても、対抗措置の発動は行わないこととしています。また、独立委員会を設置し、対抗措置発動の際にはその意見を最大限尊重すると定めており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。さらに、株主総会での承認を導入の条件としていること、有効期間を3年と定めた上、有効期間内でも株主総会または取締役会の決議により廃止できるとされていること、取締役の任期を1年とすることなどにより、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

(注) なお、当社は、本年 5 月11日開催の取締役会において「株式会社の支配に関する基本方針」を改めて決議いたしました。

また、不適切な支配の防止のための取り組みにつきましては、第59回定時株主総会に第5号議案「当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件」として新たに改定案をお諮りしています（議案の詳細は、「株主総会参考書類」49頁から62頁をご参照ください。）。

本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	69,685	流 動 負 債	29,722
現 金 及 び 預 金	8,834	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	18,200
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	35,167	短 期 借 入 金	1,131
有 価 証 券	7,500	未 払 金	1,582
商 品 及 び 製 品	11,277	リ ー ス 債 務	35
仕 掛 品	76	未 払 法 人 税 等	2,713
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,151	未 払 費 用	1,937
繰 延 税 金 資 産	3,774	賞 与 引 当 金	1,988
そ の 他	1,132	製 品 保 証 引 当 金	402
貸 倒 引 当 金	△230	そ の 他	1,729
固 定 資 産	18,315	固 定 負 債	329
有 形 固 定 資 産	9,365	長 期 借 入 金	11
建 物 及 び 構 築 物	3,465	長 期 未 払 金	194
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	781	リ ー ス 債 務	52
工 具 器 具 及 び 備 品	2,021	繰 延 税 金 負 債	18
土 地	2,680	そ の 他	52
リ ー ス 資 産	98	負 債 合 計	30,051
建 設 仮 勘 定	318		
無 形 固 定 資 産	4,351	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,404	株 主 資 本	58,321
の れ ん	817	資 本 金	7,544
そ の 他	129	資 本 剰 余 金	10,487
投 資 そ の 他 の 資 産	4,597	利 益 剰 余 金	42,307
投 資 有 価 証 券	2,753	自 己 株 式	△2,017
繰 延 税 金 資 産	749	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△396
前 払 年 金 費 用	32	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	150
そ の 他	1,113	為 替 換 算 調 整 勘 定	△546
貸 倒 引 当 金	△52	少 数 株 主 持 分	23
		純 資 産 合 計	57,949
資 産 合 計	88,000	負 債 及 び 純 資 産 合 計	88,000

連結損益計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

科 目	金 額
	百万円
売上高	107,013
売上原価	52,377
売上総利益	54,636
販売費及び一般管理費	45,315
営業利益	9,321
営業外収益	418
受取利息及び配当金	109
その他	308
営業外費用	396
支払利息	33
持分法による投資損失	5
為替差損	176
その他	180
経常利益	9,343
特別利益	303
投資有価証券売却益	195
貸倒引当金戻入額	108
特別損失	497
固定資産除売却損	126
投資有価証券評価損	51
過年度製品保証引当金繰入額	320
税金等調整前当期純利益	9,148
法人税、住民税及び事業税	4,313
法人税等調整額	△1,093
少数株主利益	11
当期純利益	5,917

連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	7,544	10,487	37,972	△2,016	53,987
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,581		△1,581
当期純利益			5,917		5,917
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	0	4,335	△1	4,334
平成22年3月31日残高	7,544	10,487	42,307	△2,017	58,321

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	66	△494	△428	10	53,569
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,581
当期純利益					5,917
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	83	△51	32	12	45
連結会計年度中の変動額合計	83	△51	32	12	4,379
平成22年3月31日残高	150	△546	△396	23	57,949

連 結 注 記 表

連結計算書類作成の基礎となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …………… 29社

主要な連結子会社

日本光電東京(株)

日本光電関西(株)

日本光電富岡(株)

日本光電アメリカ(株)

日本光電ヨーロッパ(有) 他24社

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 …………… 0社

当連結会計年度より、(株)コンコルド電子工業を株式譲渡に伴い持分法の適用範囲から除外しています。

持分法非適用関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、上海光電医用電子儀器(有)、メディネット光電医療軟件（上海）(有)および日本光電貿易（上海）(有)の決算日は12月31日ですが、連結決算日（3月31日）との差異が3ヵ月を超えていないため、連結に際しては、当該決算日の計算書類を使用し、かつ連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

4. 会計処理に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の : 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の : 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ（為替予約取引）は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、評価方法は主として次の方法によっています。

製品・商品・半製品：総平均法

仕掛品：個別法

原材料・貯蔵品：最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産：当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

- ② 無形固定資産：定額法を採用しています。ソフトウェアについては、利用可能期間（3～5年）（リース資産を除く）による定額法を採用しています。

- ③ リース資産：所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 重要な引当金の計上の方法

- ① 貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

- ③ 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、即時償却しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしています。

- ④ 製品保証引当金：製品の出荷後、無償で行う補修費用に備えるため、売上高に対する当該費用の発生割合および個別見積に基づいて補修費用の見込額を計上しています。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しています。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ ヘッジ方針：外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジの手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

(8) 連結子会社の資産および負債の評価方法

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(9) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却費については、効果の発現する見積期間を償却年数とし、定額法により均等償却しています。ただし、金額が僅少のものは、発生時に全額償却しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 会計方針の変更

（退職給付引当金）

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しています。

なお、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

（製品保証引当金）

従来、無償で行う補修については支出時に費用処理を行っていましたが、質的、金額的重要性が増してきたことおよび過去の実績に基づいた将来の補修費用見込額の見積が可能になったことにより、期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より将来発生する補修費用の見込額を引当計上しています。

この変更に伴い、前連結会計年度の製品保証引当金繰入額3億2千万円を特別損失に計上しています。

この結果、従来の方法に比べて当連結会計年度における売上総利益、営業利益および経常利益が8千2百万円減少、税金等調整前当期純利益が4億2百万円減少しています。

6. 追加情報

(退職給付引当金)

当社および一部の国内連結子会社は、平成22年3月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行しました。

この結果、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が1億8千5百万円増加しています。

(金融商品関係)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

7. 注記事項

(連結貸借対照表)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、20,248百万円です。

(連結損益計算書)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(連結株主資本等変動計算書)

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数は、次のとおりです。

普通株式 45,765,490株

- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	834	19.0	平成21年3月31日	平成22年6月29日
平成21年11月5日 取締役会	普通株式	746	17.0	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	878	20.0	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月30日

(金融商品に関する情報)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、金融商品について堅実で安全性の高い運用を行う方針としています。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、債権管理規定に沿って、取引先ごとに期日管理を行うと共に、主要な取引先の信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念を早期に把握することで、軽減を図っています。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また市場の状況等を勘案して保有状況を継続的に見直ししています。

支払手形および買掛金の支払期日は、1年以内です。

借入金は、主に事業運営に必要な資金（主として短期）として調達しています。

デリバティブは、為替リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	8,834	8,834	—
② 受取手形及び売掛金	35,167	35,167	—
③ 有価証券（譲渡性預金）	7,500	7,500	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	2,262	2,262	—
⑤ 支払手形及び買掛金	18,200	18,200	—
⑥ 短期借入金	1,131	1,131	—

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 有価証券（譲渡性預金）

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっています。

⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注）「非上場株式」および「投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への投資」（連結貸借対照表計上額491百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「④ 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

（1 株当たり情報）

- (1) 1株当たり純資産は、1,318円49銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、134円68銭です。

貸借対照表

(平成22年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	60,985	流 動 負 債	26,916
現 金 及 び 預 金	2,735	買 掛 金	17,948
受 取 手 形	660	短 期 借 入 金	321
売 掛 金	26,578	未 払 金	1,289
有 価 証 券	7,500	未 払 法 人 税 等	1,899
商 品 及 び 製 品	5,165	未 払 費 用	996
仕 掛 品	21	前 受 金	44
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	311	預 り 金	2,995
関係会社短期貸付金	6,836	賞 与 引 当 金	772
繰 延 税 金 資 産	1,587	製 品 保 証 引 当 金	402
未 収 入 金	7,395	そ の 他	243
そ の 他	2,210	固 定 負 債	200
貸 倒 引 当 金	△17	長 期 借 入 金	6
固 定 資 産	18,105	長 期 未 払 金	194
有 形 固 定 資 産	5,937	負 債 合 計	27,117
建 物	2,089	(純 資 産 の 部)	
構 築 物	32	株 主 資 本	51,825
機 械 及 び 装 置	124	資 本 金	7,544
車 両 運 搬 具	8	資 本 剰 余 金	10,487
工 具 器 具 及 び 備 品	1,274	資 本 準 備 金	10,482
土 地	2,138	そ の 他 資 本 剰 余 金	5
建 設 仮 勘 定	268	利 益 剰 余 金	35,811
無 形 固 定 資 産	3,176	利 益 準 備 金	1,149
特 許 権	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	34,661
ソ フ ト ウ ェ ア	3,097	別 途 積 立 金	29,460
電話加入権・施設利用権	18	繰 越 利 益 剰 余 金	5,201
そ の 他	60	自 己 株 式	△2,017
投資その他の資産	8,990	評 価 ・ 換 算 差 額 等	148
投 資 有 価 証 券	2,747	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148
関 係 会 社 株 式	2,732		
関 係 会 社 出 資 金	2,401		
長 期 貸 付 金	12		
繰 延 税 金 資 産	735		
そ の 他	470		
貸 倒 引 当 金	△110	純 資 産 合 計	51,973
資 産 合 計	79,090	負 債 及 び 純 資 産 合 計	79,090

損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	69,165
売上原価	38,867
売上総利益	30,298
販売費及び一般管理費	23,786
営業利益	6,511
営業外収益	927
受取利息及び配当金	607
その他	319
営業外費用	254
支払利息	17
為替差損	175
その他	60
経常利益	7,184
特別利益	293
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	189
貸倒引当金戻入額	92
関係会社貸倒引当金戻入額	11
特別損失	476
固定資産除売却損	105
投資有価証券評価損	51
過年度製品保証引当金繰入額	320
税引前当期純利益	7,001
法人税、住民税及び事業税	2,957
法人税等調整額	△575
当期純利益	4,620

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成21年3月31日残高	7,544	10,482	5	10,487	1,149	27,460	4,163	32,772	△2,016	48,788
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,581	△1,581		△1,581
当期純利益							4,620	4,620		4,620
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			0	0					0	0
別途積立金の積立						2,000	△2,000	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	2,000	1,038	3,038	△1	3,037
平成22年3月31日残高	7,544	10,482	5	10,487	1,149	29,460	5,201	35,811	△2,017	51,825

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成21年3月31日残高	63	63	48,852
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,581
当期純利益			4,620
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			0
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	84	84	84
事業年度中の変動額合計	84	84	3,121
平成22年3月31日残高	148	148	51,973

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法によっています。

そ の 他 有 価 証 券

時 価 の あ る も の……期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

時 価 の な い も の……移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ（為替予約取引）は、時価法によっています。

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は下記のとおりです。

製品・商品・半製品……………総平均法

仕 掛 品……………個別法

原 材 料 ・ 貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、ソフトウェアについては利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法（定額法）によっています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務債務は、即時償却しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を上回るため、前払年金費用（19百万円）を投資その他の資産の「その他」に含めて計上しています。

④ 製品保証引当金

製品の出荷後、無償で行う補修費用に備えるため、売上高に対する当該費用の発生割合および個別見積に基づいて補修費用の見込額を計上しています。

(6) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は下記のとおりです。

ヘッジ手段：為替予約取引

ヘッジ対象：外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引の為替変動リスクをヘッジするため、為替予約取引を行うものとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

：ヘッジ対象である外貨建予定取引とヘッジ手段とした為替予約取引は、重要な条件が同一なので、有効性判定を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 会計方針の変更

(退職給付引当金)

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しています。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響はありません。

(製品保証引当金)

従来、無償で行う補修については支出時に費用処理を行っていましたが、質的、金額的重要性が増してきたことおよび過去の実績に基づいた将来の補修費用見込額の見積が可能になったことにより、期間損益の適正化を図るため、当事業年度から将来発生する補修費用の見込額を引当計上しています。

この変更に伴い、前事業年度の製品保証引当金繰入額3億2千万円を特別損失に計上しています。

この結果、従来の方法に比べて当事業年度における売上総利益、営業利益および経常利益が8千2百万円減少、税引前当期純利益が4億2百万円減少しています。

3. 追加情報

(退職給付引当金)

当社は、平成22年3月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行しました。この結果、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が8千7百万円増加しています。

4. 注記事項

(貸借対照表関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は、次のとおりです。

短期金銭債権	41,278百万円
短期金銭債務	9,536百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額は、14,006百万円です。

(4) 関係会社および従業員の金融機関等からの借入に対する債務保証残高は、50百万円です。

(損益計算書関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 関係会社との取引高は、次のとおりです。

営業取引	
売上高	59,117百万円
仕入高	19,033百万円
販売費及び一般管理費	1,628百万円
営業取引以外の取引高	770百万円

(株主資本等変動計算書関係)

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	1,831,850株
------	------------

(税効果会計)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	366百万円
賞与引当金繰入超過額	314百万円
製品保証引当金繰入超過額	163百万円
貸倒引当金繰入超過額	50百万円
関係会社株式等評価損	434百万円
減価償却資産償却超過額	1,124百万円
その他	755百万円

繰延税金資産	小計	3,210百万円
--------	----	----------

評価性引当額	△778百万円
--------	---------

繰延税金資産	合計	2,432百万円
--------	----	----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	101百万円
前払年金費用	7百万円

繰延税金負債	合計	109百万円
--------	----	--------

繰延税金資産の純額	2,322百万円
-----------	----------

(リースにより使用する固定資産)

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	工具器具及び備品
取得価額相当額	一百万円
減価償却累計額相当額	一百万円
期末残高相当額	一百万円

② 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	一百万円
1 年超	一百万円
合 計	一百万円

③ 支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年内	2百万円
1 年超	10百万円
合 計	12百万円

(関連当事者との取引)

子会社

会社等の名称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
日本光電東北(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	2,919	売掛金	1,259
日本光電東関東(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	3,851	売掛金	1,625
日本光電北関東(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	4,123	売掛金	1,662
日本光電東京(株)	100	2名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	9,250	売掛金	4,255
				運用預り金 (※2)	904	預り金	1,800
日本光電南関東(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	4,711	売掛金	1,924
日本光電中部(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	5,728	売掛金	2,648
日本光電関西(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	8,754	売掛金	3,499
日本光電中四国(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	4,624	売掛金	1,975
				資金の貸付 (※5)	△50	関係会社 短期貸付金	790
日本光電九州(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	5,930	売掛金	2,352
日本光電富岡(株)	100	1名	当社医用電子機器および変成器製造	当社販売用製品の仕入(※3)	16,438	買掛金	6,078
				材料仕入の立替 (※4)	12,727	未収入金	6,608
				資金の貸付 (※5)	400	関係会社 短期貸付金	1,300
日本光電アメリカ(株)	100	1名	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	1,405	売掛金	630
				資金の貸付 (※5)	△45	関係会社 短期貸付金	837
日本光電ヨーロッパ(有)	100	—	当社医用電子機器販売	当社製品の販売 (※1)	3,070	売掛金	1,984
				資金の貸付 (※5)	875	関係会社 短期貸付金	875

(注) 取引金額には消費税等が含まれていません。期末残高のうち、預り金には消費税等が含まれていません。その他の期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件および取引条件の決定方針等

- * 1 当社製品の販売価格は、市場価格を勘案し、決定しています。
- * 2 運用預り金は、グループ内の資金貸借制度を制定し、実施しています。
- * 3 当社販売用製品の仕入価格は、製造会社の製造原価をもとに、決定しています。
- * 4 材料仕入の立替は、同社の製造用材料の購入を立て替えたものです。
- * 5 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しています。

(1 株当たり情報)

- (1) 1株当たり純資産は、1,183円00銭です。
- (2) 1株当たり当期純利益は、105円16銭です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月13日

日本光電工業株式会社
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 石 戸 喜 二 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から製品保証引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月13日

日本光電工業株式会社
取 締 役 会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 石 戸 喜 二 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から製品保証引当金を計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適性に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5 月18日

日本光電工業株式会社 監査役会

常勤監査役 赤 羽 武 ⑩

常勤監査役 松 島 武 志 ⑩

社外監査役 青 木 邦 泰 ⑩

社外監査役 加 藤 修 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益の配分につきましては、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額878,672,800円

注) 中間配当(1株につき金17円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金37円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役に適任者を招聘し、また、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間で責任を限定する旨の契約を締結できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条（取締役の責任免除）に第2項を新設するものであります。

なお、この規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線____で示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	荻 野 和 郎 (昭和16年1月4日)	昭和41年4月 日本電信電話公社入社 昭和56年7月 同社東海電気通信局施設部長 昭和59年2月 同社技術局画像通信部門担当調査役 昭和60年3月 同社退職 昭和60年4月 当社入社、顧問 昭和60年8月 当社心電図事業部長 昭和60年10月 当社取締役 昭和61年10月 当社常務取締役 昭和63年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 会長執行役員（現在）	155,430株
2	鈴 木 文 雄 (昭和23年11月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成6年4月 日本光電アメリカ㈱取締役社長 平成10年4月 当社経営企画室長 平成11年4月 当社人事部長 平成11年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年4月 当社システム事業本部長 平成18年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年4月 当社総務人事部長 平成19年6月 当社取締役 専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 社長執行役員（現在）	21,200株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	原 澤 栄 志 (昭和21年10月 1 日)	昭和44年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 当社事業本部副本部長 平成11年10月 当社医療情報技術事業部長 平成13年 4 月 当社市場戦略室長 平成14年 4 月 当社システム事業本部長 平成14年 6 月 当社取締役（現在） 平成17年 4 月 当社品質管理本部長 平成18年 4 月 当社生体情報技術センタ所長 平成19年 6 月 当社常務執行役員 平成20年 6 月 当社専務執行役員（現在） [品質管理担当]	10,900株
4	白 田 憲 司 (昭和26年 7 月25日)	昭和50年 4 月 ㈱埼玉銀行入行 平成14年 3 月 ㈱あさひ銀行執行役員 平成15年 6 月 ㈱埼玉りそな銀行取締役兼執行役員 平成16年 3 月 同行取締役兼執行役員退任 平成16年 5 月 当社入社 平成16年10月 当社内部監査役 平成17年 4 月 当社経理部長 平成17年 6 月 当社取締役（現在） 平成18年 4 月 当社管理統括部長 平成19年 6 月 当社常務執行役員 平成20年 6 月 当社専務執行役員（現在） [経理・情報システム・法務担当]	9,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	上平田 利 文 (昭和22年7月6日)	昭和41年4月 当社入社 平成10年4月 日本光電U K(株)社長 平成11年1月 日本光電ヨーロッパ(有)社長 平成13年4月 日本光電イタリア(有)社長 平成15年4月 日本光電イベリア(有)社長 平成15年6月 当社海外事業本部長（現在） 平成15年6月 当社取締役（現在） 平成19年6月 当社上席執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員（現在）	32,000株
6	伊 澤 敏 次 (昭和24年12月4日)	昭和48年4月 当社入社 平成9年4月 当社医療機器事業部第一技術部長 平成12年4月 当社用品事業部長 平成14年4月 上海光電医用電子儀器(有)社長 平成19年4月 当社医療機器技術センタ所長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年4月 日本光電富岡(株)代表取締役社長 平成20年6月 当社取締役（現在） 平成20年6月 当社上席執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員（現在） [技術担当]	7,400株
7	塚 原 義 人 (昭和27年12月25日)	昭和55年7月 当社入社 平成6年4月 日本光電メビコ東海(株)代表取締役専務 平成11年4月 日本光電北関東(株)代表取締役社長 平成14年4月 日本光電メビコ東(株)代表取締役社長 平成15年4月 日本光電東京(株)代表取締役社長（現在） 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員（現在）	3,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
8	田 村 隆 司 (昭和34年3月22日)	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 日本光電関西㈱代表取締役社長 平成19年4月 当社営業本部長（現在） 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 上席執行役員（現在）	3,800株
9	黛 利 信 (昭和24年11月21日)	昭和43年3月 ㈱光電工業富岡製作所(現日本光電富岡㈱)入社 平成11年4月 日本光電富岡㈱品質保証部長 平成20年4月 当社品質管理統括部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 上席執行役員（現在） 平成22年4月 日本光電富岡㈱代表取締役社長（現在）	7,600株
10	山 内 雅 哉 (昭和35年3月20日)	昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 平成5年9月 中川・山内法律事務所開設 平成13年8月 ひびき綜合法律事務所に統合（現在）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山内雅哉氏は、社外取締役候補者です。
3. 山内雅哉氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を当社の経営体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、また、山内雅哉氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. []内は当社における現在の担当を表示しております。

第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

監査体制の一層の強化、充実を図るため、社外監査役 1 名を増員することとし、選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
河 村 雅 博 (昭和24年 8 月19日)	昭和52年 6 月 税理士登録 昭和54年 3 月 公認会計士登録 昭和54年 8 月 河村会計税務事務所入所（現在）	0株

- (注) 1. 河村雅博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河村雅博氏は、社外監査役候補者です。
3. 河村雅博氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、財務および会計の専門家として豊富な経験と幅広い識見を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 河村雅博氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第 1 項の責任について、会社法第425条第 1 項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新の件

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会決議により、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量買付行為に対する対応方針（以下、「旧基本ルール」といいます。）を導入することとし、同年6月28日開催の第56回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、旧基本ルールを導入いたしました。旧基本ルールの有効期間は、本総会終結の時をもって満了することとなります。

この旧基本ルールの有効期間満了に先立ち、当社は、法令等の改正等、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本総会において承認可決されることを条件として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧基本ルールの内容を一部改定した上、更新することを決定いたしました（以下更新後の対応策を「本基本ルール」といいます。）。本議案は、当社株式の大量買付行為に対する対応方針の更新について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本基本ルールの有効期間は、旧基本ルールの有効期間の満了時から平成25年6月開催予定の第62回定時株主総会終結の時までといたします。

本基本ルールの内容につき、旧基本ルールからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ①企業価値研究会の議論を踏まえ、対抗措置を発動する要件につきまして整理を行いました。
- ②本基本ルール所定の要件に該当した場合に、対抗措置の発動に関して株主意思の確認を行う手続を明記いたしました。
- ③買収提案の検討期間がいたずらに延びる懸念を払拭するため、買収者に対する追加情報提供の依頼期間に上限（60日）を設定し、買収者による情報の提供が十分であると独立委員会が判断した時点から検討期間が開始されることを明確にしました。
- ④新株予約権に関する記載の内容整理、株券電子化に伴う修正、その他所要の修正を行いました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えており、大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明らかな侵害をもたらすもの、株主の皆様ごに株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、当社取締役会や株主の皆様ごに十分な情報や検討時間を与えないもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要がある。

ると考えます。

Ⅱ. 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和26年の創立以来、「エレクトロニクスで病魔に挑戦」をモットーに、医用電子機器のトップメーカーとして数々の優れた医療機器を世界中の医療機関に提供してきました。当社が最先端技術を駆使して開発・提供する医療機器は、脳波計や心電計などの検査機器、生体情報モニタ、除細動器などの治療機器、健康増進や在宅医療関連機器等、幅広い分野にわたります。

医療機器事業においては、医療現場に密着してお客様である医師・看護師・技師の方々や患者様のニーズを把握し、ユーザオリエンテッドに徹した商品をタイムリーに開発・提供し続けることが不可欠です。同時に、医療機器は人命に直結するものであるため、優れた品質と高い安全性、安心して使い続けていただくためのサービス・サポート体制が求められます。

当社の企業価値の源泉は、主に「医療現場に根ざした技術開発力」「国内外の良好な顧客基盤」「高品質の商品・サービスとそれを支える開発・生産・販売・サービス陣」「長年にわたって培ってきたブランド力」等にあると考えています。

当社は、創立以来蓄積された専門的な知識・ノウハウや豊富な経験を継承するとともに、産官学連携等を通じて築かれた国内外のお客様との良好な協力関係を維持することによって、技術開発力の強化を図り、国際競争力のある付加価値の高い商品の提供に努めてきました。また、当社は、世界中のお客様、患者様に満足いただける製品づくりのために品質を最も重視しており、当社商品・サービスの品質の高さは国内外で評価されています。こうして長年の事業活動を通じて培ったお客様、取引先、その他の関係者の皆様からの信頼は、「日本光電」ブランドとして何物にも替えがたい当社の貴重な財産となっています。

2. 企業価値向上への取り組み

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献するとともに、社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

当社は、平成23年8月に創立60周年を迎えます。この節目を機会に、今般、10年先の平成32年を展望した「長期ビジョン」を策定いたしました。新しい日本光電グループとして今後10年間でダイナミックに変革し、当社の目指すべき将来像として定めた「世界初の革新的技術の確立」、「世界最高品質の確立」、「グローバルシェアNo.1の獲得」の実現を目指していきます。

平成22年度～24年度の新中期経営計画「SPEED UP Ⅲ」は、この長期ビジョン実現のための第一ステージと位置づけ、基本方針として、(1)お客様に安全と安心を提供し続けるためにグループ全員が「お客様起点で行動」すること、(2)グローバル競争を勝ち抜くための「高収益体質の強化」を図ること、(3)飛躍的成長を遂げるための「新たなコア事業の創造」に取り組むこと、(4)全てにおいて「スピード感を持って」取り組むことを掲げています。具体的には、(i)品質向上活動の推進、(ii)技術開発力の強化、(iii)コア事業の拡大・強化、(iv)グローバル化の加速、(v)新規事業の創造、(vi)企業体質の強化、という6つの課題を特に注力すべき重要課題として定め、これらに積極的に取り組んでいきます。今後も、医療現場に根ざした技術開発でヘルスケ

アの課題に挑戦し、お客様に安全と安心をご提供し続けることで、社会に貢献するとともに企業価値・株主共同の利益の向上に努める所存です（新中期経営計画の詳細につきましては、平成22年5月11日発表の当社プレスリリースをご参照ください。）。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることは重要な経営課題であると考えています。当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離するため、執行役員制度を導入しています。取締役につきましては、経営の意思決定を迅速に行うため員数を12名以内とし、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため任期を1年としています。また、内部統制の強化のため、内部監査体制の整備に努めています。

今般、当社取締役会は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、本総会での承認を条件として、社外取締役1名の選任と社外監査役1名の増員を決議いたしました。本基本ルールにおいて独立委員会のメンバーとすることにより、独立委員会の機能を強化する予定です。

Ⅲ. 本基本ルールの目的および内容

1. 本基本ルールの目的

本基本ルールは、上記Ⅰに述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社株式の大量買付行為が行われる場合の手續を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示したり、大量買付者との交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はございません。

2. 本基本ルールの内容

(1) 対象となる買付行為

本基本ルールが対象とする買付行為は、次のaもしくはbに該当する買付行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下、このような行為を「大量買付行為」、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といい、当該大量買付者と金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第27条の2第7項に規定する特別関係者に該当する者を合わせて「大量買付者グループ」といいます。）とします。

- a. 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者およびその共同保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付その他一切の行為
- b. 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付者（注5）およびその特別関係者（注6）の株券等所有割合（注7）の合計が20%以上となる公開買付け（注8）

大量買付者グループは、本基本ルールに定められる手續に従うものとし、本基本ルールに従い当社取締役会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議（下記(5)）を行うまでは、

大量買付行為を開始することはできないものとします。

(注1) 株券等とは、金商法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 保有者とは、金商法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含み、共同保有者とは、同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 株券等保有割合とは、金商法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

(注4) 株券等とは、金商法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(注5) 公開買付者とは、金商法第27条の2第1項本文に規定する公開買付けを行う者をいいます。

(注6) 特別関係者とは、金商法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

(注7) 株券等所有割合とは、金商法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

(注8) 公開買付けとは、金商法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

(2) 買付意向表明書の提出

a. 大量買付者グループは、大量買付行為を行う前に、下記必要情報を記載した大量買付提案書、および当該大量買付者グループが本基本ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、大量買付提案書と併せて「買付意向表明書」といいます。）を、当社取締役会に提出しなければなりません。なお、買付意向表明書および次のcに該当する追加情報における使用言語は日本語に限りです。

①大量買付者グループの概要（名称、所在地、設立準拠法、株主構成、国内連絡先、事業内容、財務内容等）

②大量買付行為の目的、方法および内容

③当社株券等買付価格およびその算定根拠

④買付資金の裏付け、借入れの場合にはその借入先および返済計画

⑤買付対価が現金以外の場合、その内容および評価に関する事項

⑥大量買付行為完了後の当社に対する経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等

⑦大量買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等

⑧その他、当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断した事項

b. 大量買付行為の提案があったこと、および当社取締役会に提出された買付意向表明書記載の情報は、当社取締役会の判断で、適時適切に情報開示を行います。

c. 当社取締役会は、買付意向表明書を受領後直ちに独立委員会に送付します。当社取締役会および独立委員会は、買付意向表明書記載の内容が不十分・不明確と判断した場合は、（独立委員会の場合は直接または当社取締役会を通じて、）大量買付者グループに対して、適宜回答期限を定めた上、合理的な範囲内で追加情報の提供依頼、質問状の送付を行うことがあります。追加情報の提供依頼は、必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、買付意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。

(3) 独立委員会による検討

a. 当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動

の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者の中から当社取締役会が指名する3名以上の独立委員で構成するものとします（独立委員会の概要につきましては参考資料(3)、独立委員候補者につきましては参考資料(4)をご参照ください。）。

- b. 当社取締役会は、大量買付行為またはその提案があった場合、速やかに独立委員会の開催を依頼します。
- c. 独立委員会は当社取締役会の諮問機関として、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します（以下「検討等」といいます。）。独立委員会の検討等の内容につきましては、適時適切に情報開示を行います。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
 - ①大量買付者グループの本基本ルール の遵守状況
 - ②買付意向表明書に記載された内容が上記2(2) a記載の情報として必要かつ十分なものであるかどうかの検討
 - ③大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼、質問状の送付および聞き取り調査
 - ④買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
 - ⑤当社代替案の内容の検討
 - ⑥当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
 - ⑦対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧対抗措置発動の可否
 - ⑨対抗措置実行中止の可否
 - ⑩その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- d. 独立委員会は、買付意向表明書記載の当該大量買付提案内容と、当社取締役会の事業計画等との比較検討が必要と判断する場合には、当社取締役会に対して、独立委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内とします。）に当該大量買付提案の内容に対する意見、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。
- e. 当社取締役会は、上記に記載のとおり、独立委員会の求めに応じて情報等を提供します。また、必要に応じて、大量買付提案内容の改善のために大量買付者グループと協議・交渉を行い、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。
- f. 独立委員会による検討等に要する期間は、独立委員会が買付意向表明書記載の情報提供（追加的に提供を要求したものも含みます。）が十分なものであると判断し、その旨の通知を大量買付者に行った日から、大量買付提案評価の難易に応じ以下のとおりとします（以下「検討期間」といいます。）。
 - <対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の大量買付提案の場合>・・・60日間
 - <その他の大量買付提案の場合>・・・90日間
- g. 独立委員会は、その判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、当社の費用負担により、独立の外部アドバイザー（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、学識経験者などの専門家等）からの助言を得ることができます。

(4) 独立委員会の勧告

a. 対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為が以下の場合に該当すると判断した場合は、引き続き大量買付者グループからの情報提供や大量買付者グループとの交渉・協議等が必要である等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、対抗措置の発動としての新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

なお、独立委員会は、当該大量買付行為について下記②から④の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該対抗措置の発動に関して株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

- ①本基本ルールを大量買付者グループが遵守しない場合（遵守するとの誓約文言を記載した書面を提出しない場合も含む）
- ②当該大量買付行為が、以下のいずれかに該当し、当該行為が株主共同の利益に対する明らかな侵害をもたらすようなものである場合
 - ◆当社株券等を買占め、当該株券等について当社あるいは当社の関係者に高値で買取りを要求する場合（いわゆる「グリーンメーラー」の場合）
 - ◆当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含む、以下同じ。）を廉価で取得する等、当社の犠牲の下に大量買付者グループの利益を実現する経営を行うような場合
 - ◆当社の資産を大量買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用する場合
 - ◆当社の経営を一時的に支配して、当社の資産等を処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇を狙って高値で売り抜ける場合
- ③強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある場合
- ④当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針・事業計画を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み著しく不十分または不適当な場合

b. 対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、当該大量買付行為について発動事由に該当しないと判断した場合、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

(5) 取締役会の決議

- a. 当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。ただし、次の（6）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動または不発動に関する決議を行うものとします。
- b. 当社取締役会は、必要に応じ、対抗措置発動後も大量買付者グループと協議・交渉を行うことがあります。その結果、大量買付者グループが大量買付行為の根幹に関する事項の変更提案を行った場合や大

量買付行為を中止した場合など、当社取締役会による対抗措置発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じる場合があります。そのような場合には、独立委員会の意見を求めた上で、当社は、当社取締役会決議により、対抗措置の発動を中止することがあります（その場合には、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従って、適時適切に開示を行います。）。具体的には、新株予約権無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。

(6) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本基本ルールに従った対抗措置の発動を行うに際して、上記(4)aに従い、独立委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(7) 情報開示

当社は、本基本ルールの運用に際しては、適用ある法令および金融商品取引所の規則・規程等に従い、本基本ルールの各手続の進捗状況（買付意向表明書が提出された事実、検討期間が開始した事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時適切に情報開示を行います。

(8) 新株予約権の無償割当ての概要

本基本ルールに基づき対抗措置として行われる新株予約権の無償割当ての概要は、参考資料（2）に記載のとおりとします。

(9) 本基本ルールの有効期間および変更・廃止

- a. 本基本ルールの有効期間は、本総会の承認後から平成25年6月開催予定の第62回定時株主総会終結の時までとします。本基本ルールを継続する場合には、再度当社株主総会にお諮りします。
- b. 本基本ルールは、本総会決議の基本的な趣旨に反しない場合には、その有効期間内であっても、各種法令や金融商品取引所の規則・規程等の改正等を踏まえ、取締役会において所要の変更・見直しを行う場合があります。また、当社株主総会にて本基本ルールを廃止する旨の議案が可決された場合、または当社取締役会により本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合、本基本ルールは廃止されます。当社取締役会は、本基本ルールの変更または廃止がなされた場合には、その旨およびその内容につき、適時適切に情報開示を行います。

(10) 法令の読み替え

本基本ルールにおいて引用する法令の規定は、平成22年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、各引用されている条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、各条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

Ⅳ. 株主・投資家の皆様に与える影響について

1. 本基本ルール導入時の影響

本基本ルール導入時点においては、新株予約権の割当ては行われません。よって、株主・投資家の皆様に経済的な影響が生じることはないと予想されます。

2. 対抗措置発動時の影響

本基本ルールに定める手続を踏まえ、当社取締役会が株主共同の利益を守るために、対抗措置を発動した場合、当社取締役会が別途設定する割当期日における株主の皆様に対して、その保有する株式1株に対して新株予約権が1個無償で割当てられます。この新株予約権を行使するためには所定の期間内に付与された新株予約権の個数×1円の払込みのほか、所定の手続が必要となります。仮に、株主の皆様が、所定の期間内にその手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化することとなります。ただし、取得条項付新株予約権を割当ての場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株が割当てられますので、株主の皆様からの払込みは必要なく、その保有する株式も希釈化しません。

3. 対抗措置実行中止時の影響

当社が、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、新株予約権の無償割当てを中止しまたは無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

Ⅴ. 本基本ルールの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本基本ルールは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性の原則」）を充たしています。

2. 株主意思の尊重

本基本ルールは、本総会におけるご承認を条件として導入されます。また、当社取締役の任期は1年となっていますので、毎年を取締役の選任を通じて、本基本ルールについての株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。さらに、導入後も、当社株主総会において本基本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本ルールはその時点で廃止されることになり、株主の皆様の意向が反映されるものとなっています。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

当社取締役会の恣意的判断を排除し、大量買付者グループの本基本ルールの遵守状況や対抗措置発動の可否に関する判断の公正性を確保するために、当社は取締役会決議により、独立委員会を設置します。また、独立委員会の検討等の内容については株主の皆様の開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する仕組みが確保されています。

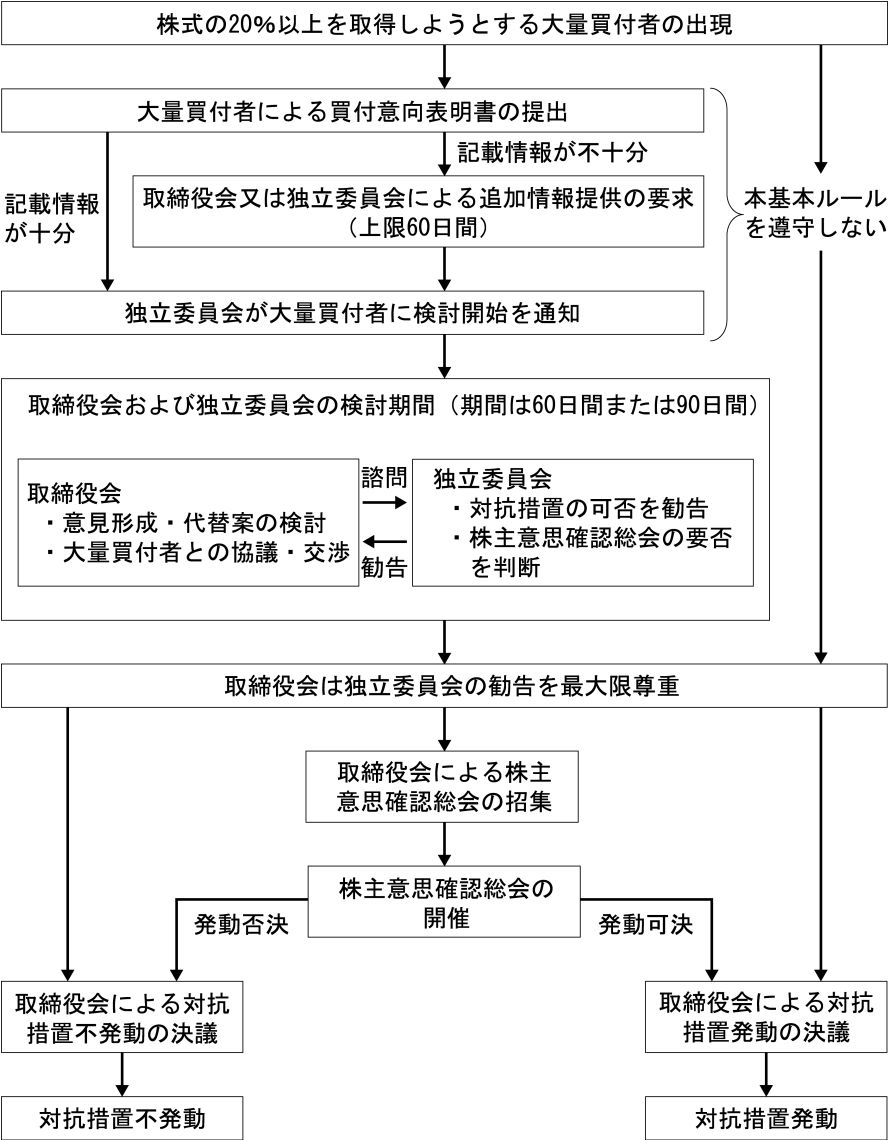
4. 合理的な客観的発動条件の設定

本基本ルールにおける対抗措置は、Ⅲ2(4)aに記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件に該当した場合のみ発動されるよう設定しており、当社取締役会の恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

当社の株券等を大量に買付けた者は、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により本基本ルールを廃止することが可能であります。よって、本基本ルールはデッドハンド型買収防衛策（取締役会構成員の過半数を交代させても、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されないため、本基本ルールは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を防止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

参考資料（１）当社株式の大量買付行為に対する対応方針のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本基本ルールの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

参考資料（２）新株予約権の概要

1. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行決議において当社取締役会が割当期日として定める日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式数（同日最終における当社所有の普通株式を除く。）を上限とします。

2. 新株予約権割当ての対象となる株主およびその割当条件

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その所有株式１株につき、１個の割合で新株予約権を割当てます。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式数は、新株予約権１個につき１株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の発行価額

株主に対する無償割当の方法によるため、発行価額は無償とします。

5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、当社普通株式１株当たり１円とします。ただし、取得条項付新株予約権を割当てる場合は、当社による自己の新株予約権の取得の対価として当社新株を割当てるものとし、払込みは不要です。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を必要とします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の大量買付者グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、原則として、その所有する新株予約権を行使できません。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記７の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

参考資料（３）独立委員会の概要

1. 独立委員会は、3名以上の独立委員で構成するものとします。独立委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役、社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、経営経験豊富な会社経営者、投資銀行業務に精通する者等）の中から指名し、独立委員に就任する者は以下の①～⑤のいずれにも該当しないものとします。また、独立委員会の委員長は独立委員の互選により選任するものとします。
 - ① 当社の大株主（発行済株式総数の5%超）、若しくは当該大株主と金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者に該当する者、またはそれらの者の利益を代表する者（大株主のアドバイザー、役職員等）
 - ② 当社のグループ会社（グループ会社とは、当社が議決権の過半数を有する会社をいい、当社の子会社または孫会社が議決権の過半数を有する会社を含みます。）の取締役もしくは従業員である者、またはあった者
 - ③ 当社と重要な取引関係（当社が当該会社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額、または当該会社が当社に対して物品もしくは役務の対価として支払った金額の合計額が年間1億円もしくは当該会社の連結売上高の2%のいずれか高い方の金額を超えている）がある会社、または過去3年以内にあった会社の取締役、執行役もしくは従業員
 - ④ 当社のアドバイザー（顧問弁護士や経営コンサルタントなどをいい、社外取締役、社外監査役は含みません。）として、高額（年間1千万円以上）の報酬を受取っている者、または過去3年以内に受取ったことがある者
 - ⑤ ①～④のいずれかに該当する者の近親者（2親等以内の親族または同居親族）
2. 独立委員の任期は3年とし、再任を妨げないものとします。
3. 独立委員会は、買付意向表明書の内容および当社取締役会が当該大量買付行為に対する代替案を有する場合においては当社代替案について検討し、その理由を添えて、対抗措置発動の可否について当社取締役会へ意見書を提出します。なお、独立委員会は以下につき検討するものとします。
 - ①大量買付者グループの本基本ルール遵守状況
 - ②買付意向表明書に記載された内容が必要かつ十分なものかどうかの検討
 - ③大量買付者グループに対する追加情報の提供依頼、質問状の送付および聞き取り調査
 - ④買付意向表明書に記載された内容および追加提供情報の検討
 - ⑤当社代替案の内容の検討
 - ⑥当社取締役会による大量買付者グループとの協議・交渉結果の評価
 - ⑦対抗措置発動に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧対抗措置発動の可否
 - ⑨対抗措置実行中止の可否
 - ⑩その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
4. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員が全員出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。ただし、止むを得ない事由があるときは、独立委員会の当該決議において議決権を有する委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことが出来ることとします。

参考資料（４）独立委員候補者の略歴

山内 雅哉 （やまうち ・ まさや）

【略歴】

昭和35年生まれ

昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成5年9月 中川・山内法律事務所開設

平成13年8月 ひびき綜合法律事務所に統合（現在）

山内雅哉氏は当社の社外取締役候補者（本総会で選任後、就任予定）です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

加藤 修 （かとう ・ おさむ）

【略歴】

昭和19年生まれ

昭和51年4月 慶應義塾大学法学部助教授

昭和56年4月 慶應義塾大学法学部教授

昭和58年9月 慶應義塾大学法学博士

平成15年9月 弁護士登録（東京弁護士会）

平成16年6月 当社監査役（現在）

平成19年6月 当社独立委員（現在）

平成22年4月 慶應義塾大学名誉教授（現在）

加藤修氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

河村 雅博 （かわむら ・ まさひろ）

【略歴】

昭和24年生まれ

昭和52年6月 税理士登録

昭和54年3月 公認会計士登録

昭和54年8月 河村会計税務事務所入所（現在）

河村雅博氏は当社の社外監査役候補者（本総会で選任後、就任予定）です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

森脇 純夫 （もりわき ・ すみお）

【略歴】

昭和32年生まれ

昭和56年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所入所

平成3年4月 石井法律事務所パートナー（現在）

平成11年4月 司法研修所教官（民事弁護）（平成14年1月まで）

平成17年4月 新司法試験審査委員（民法）（平成18・19・20年度）

平成19年4月 東京大学法科大学院客員教授（平成22年3月まで）

平成19年6月 当社独立委員（現在）

森脇純夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

賀川 寛一郎 （かがわ ・ かんいちろう）

【略歴】

昭和25年生まれ

昭和50年4月 昭和監査法人入所

昭和53年9月 公認会計士登録

昭和55年7月 賀川公認会計士事務所開設（現在）

昭和58年7月 東陽監査法人入所

平成元年3月 朝日監査法人入所

平成19年6月 当社独立委員（現在）

賀川寛一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお同氏は東陽監査法人に在籍している間も含め、これまで当社の監査に実際に関与したことはありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西落合 1 丁目 31 番 4 号

日本光電工業株式会社

1 号館 4 階ホール

電話 (03) 5996-8000 (代表)

交 通

都営大江戸線：落合南長崎駅下車 A1 出口 徒歩約 8 分

西武新宿線：新井薬師前駅下車 南口 徒歩約 15 分

(駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場は)
ご遠慮くださいますようお願いいたします。